

## 交渉結果説明書

件名	2013年賃金確定等要求書（流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
提案日	平成25年10月31日
提案の概要	・平成25年度千葉県人事委員会勧告による若年層に限定した給料表の引上げについて、本市もこれに準じ第4回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を上程したい。

交渉日	労使の別	主張の要旨
H25.10.31 H25.11.15 H25.11.19	当局側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度の千葉県人事委員会の勧告に準じたい。</li> <li>・第4回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を上程したい。</li> </ul>
	職員団体側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市は今まで、千葉県人事委員会勧告に準拠してきた経緯から、すみやかに給料表を提示し、4月に遡り実施すること。</li> <li>・差額の支給日を明確にすること。</li> </ul>

### 交渉結果（合意内容）

- 1 平成25年度千葉県人事委員会勧告を受け、給料表の一部を改定するため、平成25年第4回定例会に流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を上程する。  
改定は、1級1号給から68号給、2級1号給から44号給、3級1号給から16号給とする。
- 2 施行日は平成25年4月1日とする。
- 3 差額の支給日は平成25年12月26日とする。